

ニュース 2021年2月～2021年3月



○中国からのPCT出願 大幅増

世界知的所有権機関(WIPO)が3月2日に発表したレポートによれば、2020年のPCT国際特許出願件数が過去最高の275900件に上り、前年比4%増加した。そのうち、中国出願人による出願が前年比16.1%増の68720件(世界全体に占める割合は24.9%)で、第一位を維持している。なお、企業別で、HUAWEI社は5464件で、4年連続でトップを維持している。(発信元:人民網)

○特許権 新規上場評価指標へ

3月20日、中国証券監督管理委員会(公取委)が、研究開発型ベンチャー企業の新規上場における「科創属性評価ガイドライン」を発表した。これによれば、新規上場のベンチャー企業は、3項の通常評価指標の全てと、5項の例外条項の何れか1項に満足しなければならない。なお、前記通常評価指標にも例外条項にも、特許を持つことが含まれている。(発信元:中国知財報)

○中国商標質権による融資 大幅増

2020年、中国商標質権による融資の登録金額が2180億人民元(約3.7兆円)に上り、前年度より43.9%増加した。なお、質権の件数は12093件で、同43.8%増加。(発信元:中国知財局)

○中国税関 知財保護キャンペーン

3月2日の中国税関総署の発表により、「竜騰行動2021」という知的財産権保護キャンペーンが中国税関にて展開されている。欧米や日本等への輸出商品における知財侵害行為の防止を重点に置き、今年1～2月間、6280件の侵害疑惑事件に係る商品が押収されたという。(発信元:中国税関総署)

○重慶市 知財保護連携会議制度

3月上旬、重慶市が、本地域における知的財産権保護を目的とする知財保護連携会議制度を設けた。連携会議の構成員が重慶市発展改革委員会や知財局、裁判所、税関等25の機関を含む(発信元:中国知財局)。

○南京市 知的財産権で産業高質発展を支援する行動計画

3月上旬、南京市知財局が、「知的財産権で産業高質発展を支援する行動計画(2021-2023)」を発表した。該行動計画には、12項もの具体的な施策が提出されている。(発信元:中国知財局)

訴訟案件 レストランシステム特許無効審判事件



外国企業H社が所有する、「レストランシステム」という第ZL200680037518.6号中国特許に対する無効審判事件である。

本特許は、2006年12月11日にPCT出願、2008年4月9日に中国国内段階に移行、2012年6月13日に中国にて登録公告されたものである。

本特許の請求項は80項もある。そのメイン独立請求項1は、「レストランシステム(2)であって、a)料理及び/又は飲み物を調理及び/又は準備するための少なくとも1つの作業領域(3)と、b)特にレストラン顧客用の一つ又は複数のテーブル(5)を備えた、少なくとも1つの顧客領域(4)とを備え、c)作業領域(3)と顧客領域(4)とが、料理及び/又は飲み物用の搬送系(6)を介して接続されており、d)搬送系(6)は料理及び/又は飲み物を作業領域(3)から顧客領域(4)へ搬送し、e)搬送系(6)は、一つ又は複数のレール路(56)を有する又はであり、f)レール系は滑りレール(7)を有し、g)作業領域(3)から顧客領域(4)への料理及び/又は飲み物の搬送が搬送系(6)を介して重力を用いて行われる」である。

2019年3月19日に、中国企業S社が、①請求項1、3、5、9-12、16、23、29、39-40、58、79-80は不明確である；②請求項11、22、29、40、50は明細書に支援されない；③請求項1-3、9、12、24、47-45、53-54は新規性・進歩性を有さない等を理由に、無効審判請求を中国知財局審判部に提出した。

2019年6月6日に、H社が請求項補正書面及び意見書を提出した。ここで、補正後独立請求項1は、請求項5、9、10及び16が合併されることにより、「搬送系(6)」という技術特徴が厳しく限定されるようになった(独立請求項4、6もほぼ同様に補正された)。しかし、S社は依然としてほぼ同様な理由を堅持した。

審判部は、合議体を形成して2019年6月13日に口頭審理を行ったうえで、2019年10月14日付で、H社が2019年6月6日に提出した前記請求項補正書面(全請求項1-78)において、S社の無効請求を棄却して、本特許を有効とする旨の審決(41958号)を下した。(参考:第41958号審判決定書等)

豆知識 無効審判段階におけるクレーム補正の制限



特許無効審判段階であって審決が出される前に、出願人が請求項の削除・合併及び技術案の削除により請求項を補正することができる。但し、合併による補正は、初めて無効請求がされたとき、理由又は証拠が追加されたときに限られる。(法準処:中国専利法実施細則第69条及び審査基準第四部分第三章4.6.3)